第十五号第七号図

三、事務費納入歩合及び徴収並に出納方法

(イ) 出納費

一、院費及び賦課金徴収の歩合

月額収入一ヶ月分　但し院費の月額は日院の五十倍とす

二、徴収

院費月額　一ヶ月分

百圓以上　二ヶ月分

事務費納入の歩合及び出納方法は各の者に事務費金額及手当月分の三ヶ月分を預託して置くこと

内規による手当（旅費）は星製薬会社より直接に支給すること

事務費納入の内訳

一、事務費の内訳は各個人に対する事務費の五〇%を支給し残額を会費として徴収すること

但し各個人は之を拒否するか或は之を徴収すること

別紙四

一、事務室は会社建物を使用すること

二、事務費は会社より毎月一定の金額を支給すること

三、星協力組合は現在星製薬株式会社に対する債権を放棄すること

四、星協力組合は毎月の利益金の内より会社及び組合に対する債務を弁済すること

五、組合は利益金の御報告を以て組合員の流動的に処置すること

六、組合は会社の責任を負担すること

七、会社は組合の流動的に対する債務を会社に対する債務と同一に取扱ふこと

八、第七項債務の弁済は組合員の賃金を以て弁済すること

星協力組合規約要綱

一、本組合の名称は星協力組合と称す

二、星協力組合は星製薬株式会社従業者を以て組織す

三、星協力組合（以下単に組合と称す）は星製薬株式会社の承認を経て組織す

四、組合は星製薬株式会社従業者の福利増進を目的とす

五、組合は事業組合として次の事業を行ふ

イ、生産事業

ロ、消費事業

ハ、住宅事業

ニ、共済事業

ホ、組合員に対する貸付

六、組合長は書面を以て辞職し組合長代理

七、組合長は書面を以て辞職し組合長代理

八、組合長は書面を以て辞職し組合長代理

九、組合長は書面を以て辞職し組合長代理

以上